



JR東日本輸送サービス労働組合東京地本
中山執行委員長殿

田町運転区分会林執行委員長にかけられた大田運輸区への異動に対する要請書

2020年4月より始まった「新たなジョブローテーション」施策により、200名以上の組合員が異動し、新幹線職場を加えると80件を超える簡易苦情処理が提出された（2021年11月16日現在）。これは「新たなジョブローテーション」施策に対して理解・納得が得られていない証左であり、JR発足以降、数々の施策があったなかで異常な数である。そしてこの「新たなジョブローテーション」により「安全性の低下」、「賃金減額」、「生活設計が成り立たない」と組合員から多くの不満と怒りの声が噴出している。そもそも「現業機関における柔軟な働き方の実現」が提案され労使で議論を行っているが、「新たなジョブローテーション」との整合性が全くなく即刻、中止すべきである。

そして今回、田町運転区分会林執行委員長に対して異動の懇請が行われ、11月16日に大田運輸区への事前通知が出された。林執行委員長は自己申告書・面談でも異動を希望しておらず、会社による異動の懇請に際し業務上異動する必要性や理由を聞いても答えることなく、異動させることを目的化していると言わざるを得ない。

労働組合の執行委員長は最高決定機関である定期大会において組合員の投票により行われ民主的に選出されている。そして選出された執行委員長は組合員の信任を基に労働組合活動の指導的立場を担い組合業務の協議・決定・執行を行い、労働条件維持・向上のため、日夜奮闘しているのである。執行委員長に対しての異動は「新たなジョブローテーション」施策を悪用した労働組合軽視と、組織の弱体化を意図したものであり、『会社による労働組合組織への介入・不当労働行為』である。

また、林執行委員長は過去に田町運転区の過半数代表者を務め、過半数代表者として現場で働く労働者の立場にたち、会社に対してモノを申し、職場環境改善を行ってきた。しかし、今年2月に行われた田町運転区過半数代表選挙に立候補したが、僅差で敗れた。今回の異動はこれまで会社にモノ言う林執行委員長に対して行われた報復人事でもある。そして「労働基準法施行規則第6条の2第3項」（使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしないようにしなければならない）違反であり、林執行委員長に対する異動は『二重の不法行為』である！

車両検修職場においても、「新たなジョブローテーション」施策の名を借り、10月に松戸車両センター分会の若手役員に対して本人希望や将来設計を一切無視した強制転勤が発生した。車両検修職場の中で唯一、労働者代表を担っている職場を狙い撃ちに、組織の弱体化を狙ったものであることは明らかである。さらには、意識づけの会話の中で「第一弾」という現場長の発言から、今後も車両検修職場でも組織の弱体化を狙った同様のことが繰り返されることを危惧する。

上記の事からこれが罷り通れば、今後会社による人事権を濫用した労働組合への支配・介入はさらに増し、JR東日本輸送サービス労働組合の強化・拡大をつくり出すことは困難となる。会社による組織破壊攻撃に抗し、安全で働きがいのある職場をつくりだしていく為に、田町運転区分会林執行委員長への異動に対して東京地本に結集する車両検修職場は連帯したたかうと共に、JR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は第三者機関の活用も含めたあらゆる手段を用いて異動の撤回のたたかいをつくり出すことを要請する。私たちは林執行委員長への異動は一切認めない。なぜなら、この異動は田町運転区分会への介入であり、不当労働行為だからだ。全車両検修職場はこの不当労働行為に屈せず連帯してたたかおう！

JR東日本輸送サービス労働組合
東京地方本部

東京総合車両センター支部 松戸車両センター分会 尾久車両センター分会 東京新幹線車両センター分会

車両検修分会から

「要請書」が提出される！

田町運転区分会会長への一方的な異動の画策に対して、仲間から連帯の声が届く！

分会長への理由なき異動は、組合活動を著しく制限し、組合員に不利益を与えることから「不当労働行為」だ！
不当労働行為に屈せず、連帯してたたかい抜こう！